

# 延岡市旧清掃工場煙突解体工事の条件付一般競争入札に係る低入札価格調査取扱要領

制定 令和8年6月26日

## (趣旨)

第1条 この要領は、延岡市（以下「本市」という。）が発注する延岡市旧清掃工場煙突解体工事（以下「対象工事」という。）に係る条件付一般競争入札において、低入札価格調査（この要領において「低入札価格調査」とは、当該落札候補者（第2条第5項に規定する者。）の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるかどうかについて行う調査をいう。）を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において「調査基準価格」とは低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

- 2 この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る価格により行われた入札をいう。
- 3 この要領において「低価格入札者」とは、低価格入札を行った者をいう。
- 4 この要領において「調査対象者」とは、失格者（第4条に規定する失格基準価格を下回る価格により入札を行った者をいう。）を除く低価格入札者のことをいう。
- 5 この要領において「落札候補者」とは、調査対象者のうち、入札価格の最も低い者をいう。

## (調査基準価格の決定等)

第3条 市長は、対象工事に係る入札について、調査基準価格をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前項の調査基準価格は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。
- 3 市長は、調査基準価格を決定したときは、予定価格調書に当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

## (失格基準価格の設定)

第4条 市長は、対象工事に係る入札について、失格となる価格（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前項の失格基準価格は、第3条第2項の規定により算出する調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。この場合において、市長は、予定価格調書に当該失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

## (入札参加者への周知)

第5条 市長は、入札公告において次の事項を入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。

- (2) 開札の結果、調査対象者がいる場合は、落札決定を保留し低入札価格調査を実施すること。
- (3) 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 落札候補者であった場合でも、落札者とならない場合があること。
- (5) 調査対象者が契約する場合、第9条及び10条に定める措置を講じること。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合には、次の事項を宣言して入札を終了するものとする。

- (1) 調査対象者がいること（失格者がいる場合は失格者がいること）
- (2) 落札決定を保留すること
- (3) 低入札価格調査を行うこと

(調査の実施等)

第7条 市長は、前条の規定により入札を終了した場合には、速やかに、低入札価格調査書類審査マニュアルに基づき別に定める低入札価格調査委員会により低入札価格調査を行うものとする。この場合において、調査対象者は、調査に協力しなければならない。

2 廃棄物処理施設整備室長及び契約管理課長（以下「担当課長等」という。）は、調査対象者に対し、表紙（様式－表紙 低入札価格調査書類の提出について）を付けた低入札価格調査書類作成要領（別添1の1）に定める次の様式及び各様式の添付書類（担当課長等が低入札価格調査に必要と認め、提出を指示する書類を含む。）の提出を求めるとともに、必要に応じて事情聴取を行うものとする。

(1) 積算関係

様式①－1 当該価格で入札した理由

様式①－2 積算内訳書①

様式①－3 内訳書に対する明細書②

様式①－4 共通仮設費の内訳明細書

様式①－5 現場管理費の内訳明細書

様式①－6 一般管理費の内訳明細書

様式①－7 経費節減調書

(2) 下請予定業者関係

様式②－1 下請予定業者等一覧表

任意様式 下請予定業者等との仮契約書（写）

様式②－2 下請予定業者等との契約に関する誓約書

様式②－3 施工体制台帳

様式②－4 施工体系図

(3) 配置予定技術者関係

様式③ 配置予定技術者名簿

(4) 契約対象工事関係

様式④－1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

様式④－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

様式④－3 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

(5) 資材関係

様式⑤－1 手持ち資材の状況

様式⑤－2 資材購入予定先一覧

(6) 機械関係

様式⑥－1 手持ち機械の状況

様式⑥－2 下請予定業者の手持ち機械の状況

様式⑥－3 機械リース元一覧

(7) 労務者関係

様式⑦－1 労務者の確保計画

様式⑦－2 工種別労務者配置計画

(8) 建設副産物等関係

様式⑧－1 建設副産物等の搬出地

様式⑧－2 建設副産物等の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

(9) 品質確保体制

様式⑨－1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

様式⑨－2 品質確保体制（品質管理計画書）

様式⑨－3 品質確保体制（出来形管理計画書）

(10) 安全衛生管理体制

様式⑩－1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

様式⑩－2 安全衛生管理体制（点検計画）

様式⑩－3 安全衛生管理体制（仮設置計画）

様式⑩－4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

(11) 施工実績

様式⑪ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(12) 信用状況

様式⑫ 信用状況

- 3 調査書類の提出は、入札公告に定められた提出期限（以下「提出期限」という。）までに契約管理課に持参又は郵送（提出期限までに必着）により提出するものとする。
- 4 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、担当課長等が必要な書類を提出するよう指示した場合は、この限りでない。
- 5 調査対象者は、提出期限までに低入札価格調査辞退届（別記様式第1号）を契約管理課へ提出することにより低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとし、提出期限までに調査書類の提出がない場合も辞退したとみなすものとする。
- 6 宮崎県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札参加者は、前項に定める低入札価格調査辞退届（別記様式第1号）の提出に代えて、入札書の提出時に電子入札システムにより低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとする。
- 7 市長は、開札の結果、複数の調査対象者がいるときは、入札額が低い者から調査を行うものとするが、調査対象者が複数いる場合は、複数の者について並行して調査を実施することができるものとする。
- 8 低入札価格調査の結果、低入札価格調査書類審査マニュアル及び低入札価格調査における失格

判断基準（別表）に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものとして調査対象者を失格とし、落札者等不適格通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 調査書類の全部又は一部の提出がない場合
  - (2) 調査に協力しない場合
  - (3) 設計仕様等に適合しない場合
  - (4) 積算内容が適正でない場合
  - (5) 建設副産物等の処理が適正でない場合
  - (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
  - (7) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
  - (8) 上記のほか、適正な工事等の履行がされないおそれがあると認められる場合
- 9 担当課長等は、第2項の規定による資料の提出及び事情聴取の終了後、低入札価格調査審議書（別記様式第2号）（以下「審議書」という。）を作成し、低入札価格調査委員会に提出するものとする。
- 10 低入札価格調査委員会は、前項の審議書の内容に基づいて低入札価格調査を行い、その結果を取りまとめて市長に報告するものとする。
- 11 市長は、低入札価格調査の結果、当該落札候補者が落札者とならなかったときは、その者を除く入札者のうち最も価格の低い者を落札候補者とする。

（委員会の調査結果に基づく落札者の決定等）

第8条 市長は、前条第10項の規定による調査結果に基づき落札者を決定する。

- 2 入札執行者は、落札者と決定された者に対しその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札者の商号又は氏名を通知するものとする。また、落札者とされなかった落札候補者がある場合には、落札者とされなかった理由を併せて通知するものとする。
- 3 落札者とされなかった落札候補者は、前項の規定による落札者とされなかった理由の通知を受けてから7日以内に、市長に対し、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由の詳細（当該請求を行った入札者の入札が失格とされた場合にあっては、失格とされた理由）の通知を書面により請求することができる。（任意様式）
- 4 市長は、前項の請求があったときは、当該請求を受けてから概ね7日以内に、当該請求を行った入札者に通知するものとする。（様式第4号）ただし、大規模災害の発生、システム障害、その他やむを得ない行政手続き上の事情により、回答が遅れる場合がある。

（適正な施工の確保）

第9条 調査対象者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するために、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 配置予定技術者の増員（代表構成員のみ）  
落札者は、配置予定技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1名現場に配置することとする。
- (2) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング  
監督職員は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 施工計画書の内容のヒアリング

監督職員は、施工計画書の提出に際しては、必要に応じて請負業者からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(4) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立ち会うことを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかの確認を併せて行うものとし、実際の施工がそれらの記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(5) 労働安全担当官署との連携

監督職員は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得るなどして、施工現場の調査を行うものとする。

(6) 入念な検査の実施

検査職員は、第7条第10項及び第9条(1)から(5)までの規定による調査結果等を参考とし、特に入念な検査を行う。

(7) その他適正な施工の確保のため必要な措置

(調査対象者と契約する場合の特例)

第10条 調査対象者が落札者と決定された場合の契約については、次に掲げる特例を設けるものとする。

- (1) 「延岡市工事請負契約約款」第4条第3項中の「10分の1以上」を「10分の3以上」と読み替える。
- (2) 「延岡市工事請負契約約款」第34条第1項中の「10分の4以内」を「10分の2以内」と読み替える。
- (3) 「延岡市工事請負契約約款」第34条第4項中の「10分の2以内」を「10分の1以内」と読み替える。
- (4) 「延岡市工事請負契約約款」第34条第6項中の「10分の4以内」を「10分の2以内」と、「10分の6」を「10分の3」と読み替える。
- (5) 「延岡市工事請負契約約款」第34条第7項中の「10分の5」を「10分の2.5」と、「10分の6」を「10分の3」と読み替える。
- (6) 「延岡市工事請負契約約款」第53条第2項中の「10分の1に相当する額」を「10分の3に相当する額」と読み替える。

附 則

この要領は、令和8年6月26日から施行する。